

江古田の森保健福祉施設整備にかかる債務負担行為について

1 事業者選定について

第一次提案書を提出した 9 社会福祉法人について、選定委員会で一次審査を行い、南東北福祉事業団、湖成会、ノテ福祉会を選定。ノテ福祉会は、二次提案を行わず「施設整備後の運営継続が困難である」ことを理由に辞退。他の 2 社会福祉法人について、選定委員会で「事業計画・事業運営」「施設整備計画」「安定性確保の考え方」の審査項目を設けて二次審査を実施。南東北福祉事業団を選定、区長に報告。報告を受け、当該社会福祉法人を優先交渉権者に決定し、事業権契約を平成 16 年 6 月 30 日に締結。

2 債務負担行為（損失補償）について

選定事業者は、整備費の一部として中野区の損失補償により金融機関から無担保、長期、低利資金の調達を予定している。国庫補助協議書の提出に当たっては資金計画の裏づけとして金融機関からの「融資確約証明書」の提出が求められる。一方、区が金融機関に対して「損失補償確約書」を提出しなければ、金融機関は「融資確約証明書」を交付できないことから、融資が実行される平成 18 年度に先行して、債務負担行為の議決を得る必要がある。

3 事業費、財源内訳、償還計画、資金収支予測（20 年間）について

事業費 ; 約 4,850 百万円

(内訳 ; 整備費約 4,380 百万円、設計料約 150 百万円、運転資金等約 320 百万円)

財源内訳 ; 国都補助金 約 2,000 百万円 ~ 約 1,340 百万円

医療福祉機構借入 約 1,700 百万円 ~ 約 1,760 百万円

自己資金 約 650 百万円

斡旋融資 (20 年償還) 約 410 百万円 ~ 約 1,100 百万円

償還計画 ; 年間償還元利合計 約 150 百万円 ~ 約 220 百万円

資金収支予測 ; 累計資金収支差額 約 1,490 百万円

4 斡旋融資の進め方

区内に本支店を有する 19 金融機関に協力依頼。

選定事業者は、上記金融機関の少なくとも 2 機関（グループを含む）と融資条件について事前交渉し、融資を受ける金融機関を選定。

選定事業者は、選定した金融機関をその根拠を明らかにして区に報告。

区は、添付資料及び金融機関に対するヒアリングにより、複数の金融機関が提示した条件を比較分析し、最も有利な条件を提示した金融機関が選択されていることを確認して、損失補償確約書を交付。